

総 務 常 任 委 員 会

平成30年12月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 3 号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

- 請願第 3 号 運転期間40年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に反対する決議を求める請願

出席委員（7名）

委員長	宮 澤 芳 雄	副委員長	米 本 弥一郎
委員	高 橋 利 彦	委員	島 田 和 雄
委員	伊 藤 保	委員	遠 藤 保 明
委員	片 桐 文 夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議 員 木 内 欽 市
(請願紹介議員)

議 員 高 木 寛
(請願紹介議員)

議 員 平 野 忠 作

説明のため出席した者（２３名）

副市長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革推進 課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
会計管理者	松 本 尚 美	消防長	川 口 和 昭
監査委員 事務局長	伊 藤 義 一	その他担当 職員	１２名

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	池 田 勝 紀
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

急にこの二、三日冷え込みが強くなりまして、冬を感じているところであります。健康には十分ご注意をされていただきたいと思います。

ところで、10月17日から19日までの3日間、総務委員会におきまして行政視察を行いました。会津若松市の議会の取り組みといいましょうか、二元代表制の本当の真の姿、また力を改めて勉強した思いであります。何度も何度も報告書を作りながら、いただいた資料を読み返すと、本当に素晴らしい取り組みだなと感じて、鮮烈な思いでいるところであります。また、議員各位ともいろいろとまたそういう話をする機会を設けることができれば、素晴らしいなというふうを感じているところであります。

それでは、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、木内欽市議員、平野忠作議員、高木寛議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、よろしくお願いいたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で5議案でございます。

内訳でございますが、まず予算関係が1議案、議案第1号の平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項について、次に条例関係が4議案でございます。議案第3号の旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を

改正する条例の制定について、議案第4号の旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号の旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号の旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市特別職の議員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての5議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号につきましては、本会議において補足説明申し上げたとおりで、財政課からは加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、総務課所管の補足説明を申し上げさせていただきます。

まず初めに、新庁舎建設事業についてでございますが、内容につきましては先般の全員協議会、また本会議においても説明をさせていただき、質疑にもご回答させていただいておりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

次に、人件費について補足説明を申し上げます。

お手元補正予算書の 30 ページをお願いいたしたいと思います。

給与費明細書でございます。

今回の補正は、人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について補正を行うものでございます。

初めに、特別職でございますが、一般職の職員の給与改正に合わせて期末手当の支給率を改正することによるものでございます。補正後と補正前を比較いたしますと、期末手当が 11 万 7,000 円の増となります。

議員につきましては、本年 1 月に新たに就任された議員 5 名分の 6 月期の期末手当が 8 割支給となっております。この結果、人事院勧告に基づく期末手当の増額分を当初予算の範囲内で賄えるため、議員についての補正は行いません。

続いて、下のページ、31 ページでございます。

一般職の総括の表になります。

初めに、職員数についてでございますが、補正後と補正前を比較いたしますと、フルタイムの職員数が 1 人の減、括弧内にあります再任用短時間勤務職員が 1 人の減で、合計 2 名の減でございます。

次に、給与費ですが、給料が 680 万円の減、職員手当等が 668 万 3,000 円の増となり、合計で 11 万 7,000 円の減額となります。

先ほど 30 ページで申し上げました特別職 11 万 7,000 円の増と、ただいまの一般職 11 万 7,000 円の減で、人件費全体としては今回の補正による増減はございません。

次に、32 ページをお願いいたしたいと思います。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。

給料の増減額は 680 万円減で、増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分は 522 万 5,000 円の増となります。これは人事院勧告に基づき、給料表を平均で 0.2%引き上げる改定を行うことによるものでございます。その他の増減分は、1,202 万 5,000 円の減となります。

この内容は、新陳代謝及び昇格等の人事異動により生じた実際の賞与額と当初予算計上額との差額について補正を行うものでございます。

職員手当等の増減額は 668 万 3,000 円の増で、給与改定に伴う増減分は 1,239 万 4,000 円の増となります。

その内訳は、人事院勧告に基づく宿日直手当の支給額改定による増が 4 万 8,000 円ござ

います。

期末手当の 114 万 3,000 円の増につきましては、手当の計算の基礎となる給料月額が給料表改定により増額となることによる影響額でございます。

次の勤勉手当の増額分の 1,120 万 3,000 円は、人事院勧告に基づき 12 月期の勤勉手当を 0.90 月分から 0.05 月分引き上げ、0.95 月分とすることなどによるものでございます。また、その他の増減分は 571 万 1,000 円の減で、これは新陳代謝異動による減額分です。

内訳といたしましては、期末手当が 102 万 1,000 円の減、勤勉手当が 469 万円の減でございます。

以上で、議案第 1 号、総務課所管の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第 1 号のうち企画政策課所管分の事項につきましては、本会議での補足説明及び議案質疑で説明申し上げたとおりでございます。本委員会での補足はありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、1 点ずつ質問します。

まず、給与改定によって若干アップするわけですが、今、俗に言うラスパイレス指数ですか、それはどういう結果になっているのか。

それからもう 1 点、旭市の場合、一般職の給料が、一般職の職員が多いんですよね。ほかの市町村に比べて。職員が多い。そのために結局、予算の中に占める職員費、ほかと比べてだいぶ高くなっているわけですよ。

ちなみに、私ども先般、福島県のほうへ行きました。会津若松市で、市民対職員の絡みでやりますと、職員 1 人に対して市民が 146 人、それから米沢市で 173 人。その中で職員給与のパーセンテージが、みんな約 6 % から 7 % 台と旭市から見ますと旭市が 10.6 ですから、かなり高いですよ。ですから、この辺の絡みについてお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ただいま高橋委員から 2 点ご質問ございました。

まず 1 点目、ラスの状況ということでご質問でございます。

私、手元にある資料、これ 29 年度のラスパイレス指数の関係でございますが、97.8 でございます。県下、千葉市を除いて 53 市町村中 49 でございます。支部だけで申し上げますと、県内 36 市中下から 2 番目、旭市より低いのは館山市だけでございます。

このような状況は、まさしくラス、毎年毎年大きく変動するものでございませんで、まず旭市の職員の給与水準、県下の中で相当低いというようなご理解を賜ればと思っております。

それから、一般職員数が多い、これは構成推移でしたか、ごめんなさい、とにかく一般職員数が多いというようなことで、近隣市との比較を申し上げさせていただきます。

これはやはり 29 年度の決算でございます。人件費いろいろございますが、まずといいますか、職員給の部分で申し上げますと、旭市は 33 億 3,000 万円ほど。お隣の銚子市は 37 億円ほどですね。これ全体の経費の構成比としては、旭市は 11.3%、銚子市は 15%になっているということで、全体の費用の中での構成比、もちろん旭市はいろんな事業を展開しておりますから構成比が低いということはあるんですが、銚子市と比べての絶対数の職員給料、この金額も低いと。あと職員給与といってもいろんな状況ございます。

銚子市は市立の高等学校を持っていますので、そういった意味で教職員の人件費というのは入っておりますが、一方で旭市は公立の民間保育所が非常に多いと。それから、あといろんな他団体との類団等の比較でございますが、旭市は単独で消防署、110 名ほどの職員数おりますが、それが人件費に入っている。類団等で見ますと、そういったものが組合でやっておれば、その団体の数値には表れてこない、いろんな状況ございます。そのようなことでよろしくをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ラスパイレス指数が県下で一番低いということでございますが、これはただ低いというのは理由にならないと思うんですよ。というのは、私は逆に言うとラスパイレス指数は高くてもいいと思うんですよ。1 人の仕事をする量が多ければね。

ですから、旭市は職員が多い。そんな中でラスパイレス指数がある。逆にラスパイレス指数が高くても、職員数が少なければ私はそれでいいと思うんですよ。あまりラスパイレス指数というのは関係ないと思うんですよ。

そんな中でいずれにしても国に準じてとか何とか言いますけれども、結局、国は本当の大手企業だけを対象とした中での結局給料算定しているわけですね。そういうあれからすれば旭市の場合、恐らく市の職員の給料というのは、給与所得者の例えば長者番付をやれば、上

のほうに位置するんじゃないかと思うんですよね。これは、ここに税務課長がおりますので、税務課長、結局、給与所得者の給料、民間と公務員ですか、例えば上位 100 人やった場合、どういう比率になりますかね。分かればお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの高橋委員の質問に対して、上位 100 名の給与差はどうかということなんですが、これについては個別に調査してはございませんので、比較ということとは今のところデータありませんし、お答えすることはできません。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、これは給与所得者といっても、純粋なる給与所得者ですよ。結局、経営者も給与所得者になりますから、経営者をこれは除かなくちゃならないと思うんです。それというのは、経営者は個人で給与で支払いしたほうが税金が安いとか、それから会社で利益を出したほうが税金が安いとか、その辺の絡みはありますから、ですからこれは給与所得者については、純粋なる勤め人ですか、できたらその辺データがとれれば後でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 答えはいいですか、答弁は。

○委員（高橋利彦） データがとれればということですから、じゃ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの質問なんですけれども、課税状況調べ等で給与者所得のランクづけで、何万円までは何人というそういうデータはございますので、そういうことでありましたら、後で決裁をいただいて提出します。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから、生涯活躍のまちですか、生涯活躍のまち。それについてちょっとお尋ねしますが、この件で私は先般……

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員、補正の議案に入っていないので。

○委員（高橋利彦） 議案に入っていないかい。

○委員長（宮澤芳雄） はい。

○委員（高橋利彦） ここで庁舎建設の関係がありますが、結局ここで先般入札については新しい制度ですか、検討するということでございましたが、できればこれはこの新庁舎建設に間に合わせるように、この新制度を検討したほうがいいと思うんですが、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 庁舎の入札について今検討している新しい制度でやってはどうかというご質問でございます。

先般の本会議の中で、4月1日から新しい制度でということで、副市長からもご答弁申し上げているとおりでございますが、制度の変更をすとなれば、やはり年度を通しての切り替えというのが望ましい時期かなと思いますし、周知のための期間というのも考えますと、4月1日から実施したいなと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そういうことに関して、先般の一般質問でも談合問題がかなり出ましたが、談合情報の対応マニュアル、これは県は公表しているわけですね。そんな中で、市はどういうふうに関してこれに対して対応していくのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。
副市長。

○副市長（加瀬正彦） 情報が寄せられたときには、談合情報マニュアルに沿って、その寄せられた情報の内容を判断していくということになろうかと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） その談合情報マニュアルというのは、どういうふうになっているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。
副市長。

○副市長（加瀬正彦） まず、情報の確認というのがあって、それについて当該情報の提供者の氏名、それから連絡先等の確認の上、直ちに実際には調査委員会というのがありますので、市の中でそこに報告が来ることになっています。ですから、今回の文書についても私のとこ

ろには報告が来ました。それを持って調査委員会を開催したところであります。その内容について一つ一つ具体的に調査というか、協議をさせていただいたところであります。

調査に値するか否かの判断というのがありまして、そこの中で談合に関与した業者名、それから談合が行われた日、場所、それから具体的な方法、それから落札の予定金額、特定の業者から入札金額を指示されていた等、個々の細かなものが記載されておりますけれども、それに沿って判断して、調査するものか、調査しないものか、そういう形に振り分けになります。調査に値しないという形になったときには、そのまま入札を執行することになります。

調査に値するという判断をした場合には、原則といたしまして、落札の決定前にでありますけれども、入札に参加しようとするもの全員から事情聴取等を行うと、そういう形になります。これは細かなマニュアルに沿って順次、その処理を進めていくということになります。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今回の匿名の情報については、市では匿名だからということで取り扱いをしないということで決めているようですが、県では匿名でもこれは扱っているわけですね。談合情報としてね。そんな中で、今回まさにどの業者が幾らでとるという情報どおりの結果になったわけですよ。それでも匿名だからということで、談合情報として取り扱いをしなかったその根拠についてお尋ねをします。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 先ほど申し上げたとおり、談合情報の内容とそれから談合情報マニュアルとの照らし合わせということを行います。そこの中で通報者の氏名、それから連絡先、対象工事名、落札業者名、談合に関与した業者名、談合が行われた日、場所、それから具体的な談合の方法、落札の予定金額、特定の業者から入札金額を指示されているか否か、その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報、そういったものが寄せられたときに調査に値するということになります。

今回は確かに全部がこれに外れるわけではありません。一部それに当たっていました。そういう中で現実には財政課長がお答えしたとおり、もう既に札が入っている中で、開札日が決まっていた。その前日に協議をさせていただいたわけではありますが、今回そのまま全てが談合というにはあまりにも確証がないということで、そのまま進めたわけであります。

ただ、その中でも電子入札の中で既にもう札が入れられている状況でありましたので、仮に落札した業者については少なくとも誓約書をきちんととって、その先仮に何かあった場合には、工事契約が無効にできるような形で処理をしたということでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、こういう疑惑の事件については、そんなに事細かに匿名でやった場合、誰がということが分かっちゃうから、普通はそんなに事細かには出ないわけなんです。しかしながら、その業者名、そして全くぴったりの数字、これが出ているということは、誰が見たって談合疑惑ということになるわけですよ。

そういう中で今度、新庁舎建設に当たってもこういう問題が起きないように、なぜ時期を早めてやらないのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今ちょうどその規定について、要綱の改正をしているところでございます。

その内容については、当然改正内容ですから、周知期間というのを持たなければいけないと。それと、年度の途中というのは、今予算の中でさまざまな事業を発注しているところがございます。ですので、予算の照らし合わせ、それから今持っている発注の状況、実際には最低制限価格の部分で制度改正を今回行うということにしているわけでありましてけれども、現実に最低制限価格で入れられているものがたくさんあるという状況でございますけれども、その中でさらに安く入れている工事も多数あるわけでありまして。ですから、そこぴったりで常にみんなが入れているという、そういう話ではございません。その前後の中で非常に数字がばらけている状況がございます。

さらに新たな制度化しようとする最低制限価格のものにつきましては、本議会の一般質問の中でもお答えしたとおり、相当の最低額が引き上げになるものと思っております。今、消費税の引き上げの2%を節約しようとして、できれば今年度中に工事を発注したいという中で、その最低制限をうんと引き上げるような形でいくと、それもどうなのかなというさまざまな議論の上の中で、年度切り替えというのがやはり一番ふさわしいのかなということで今進めているところであります。そういった一つのことで単純にそれで決定できるという話ではございませんので、ご理解いただければなと思っています。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第３号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくお願いをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第３号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第３号の質疑を終わります。

続いて、議案第４号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第４号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第４号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第４号の質疑を終わります。

続いて、議案第５号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第５号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第５号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第５号の質疑を終わります。

続いて、議案第６号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第６号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。

特に補足する内容はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 6 号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 6 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、旭市特別職の議員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、総務課より職員採用試験、二次募集の関係について報告をさせていただきます。

過日、平成 31 年度採用の職員採用試験……

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長、着座でいいですよ。着座して。

○総務課長（飯島 茂） ありがとうございます。

では、過日 31 年度採用の試験のほうを実施したところでございました。この中で土木技師、これは初級 1 名、それから建築技師上級 1 名と初級 1 名の募集を行ったところでございましたが、残念ながら採用には至りませんでした。全国的にも技術職の採用につきましては、苦労しているような状況がございます。

このような中で本市もさまざまな土木事業や建築事業を進めておりますし、また現職員の退職等によりまして、どうしても技術職員を補充しなければならないと考えているところで

ございます。このようなことから、土木技師と建築技師に限り二次募集を行うことといたしました。

繰り返しになりますが、募集の職種は土木の初級1名、それかには建築の上級1名、初級1名、合計3名でございます。

募集期間は年明け1月7日から1月21日、その間を募集期間といたします。

試験日は2月10日を予定しているところでございます。

合格発表は2月上旬を予定しております。

なお、近隣市でも建築技師の二次募集を行ったといったような状況も聞いているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そういう特殊な職の人については、再任用ということにはならないんですかね。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 高橋委員より再任用職員の利用といいますか、活用はということでございました。

今年はっきり言えば、技術職の課長職の方も3名ほど退職されるのかなという中で、その職員が再任用を希望していないといったような状況もありますし、あとやはりどうしてもお話がどうか分かりませんが、ある程度定年で退職するような職員は、まさしく何年もの間、第一線ということよりは管理的な業務のほうに入っておりまして、そういった部分でも非常に退職した課長、そのまままさしく若手と同じような第一線で設計図書を全部積み上げとか、そういった作業が非常に厳しいといったような状況は一方であります。そこら辺はご理解を賜りたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（宮澤芳雄） 次に、請願の審査を行います。

総務課以外は退室してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第3号、
運転期間40年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に反対する決議を求める請願の
1件であります。

それでは、請願第3号について審査に入ります。

紹介議員であります高木寛議員より説明をお願いいたします。

高木議員。

○紹介議員（高木 寛） 皆さんお忙しいところありがとうございます。私のほうで若干説明
させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私もちょっとふなれなんですけれども、4つの項目に分けて説明したいと思います。

まず、老朽化した東海第二原発の状況ということ、それから2番目に地元茨城県内の自治
体ではどのような状況か、3番目に千葉県北東部自治体の様子、それから4番目に先の6月
議会に提出された陳情書の様子、そういう大まかな項目でお話をしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高木議員、どうぞ着座で。

○紹介議員（高木 寛） ありがとうございます。じゃ、失礼して着座で発言します。

まず、老朽化した東海第二原発というのがありますが、皆さんの請願書の中にも書
かれていますように、この東海第二原発は築40年で、先日、規制委員会がまた延長という
ことで許可をしたということを伺っています。

この東海第二原発というのは、沸騰水型軽水炉で電気出力は 110 万キロワットですね。まさに 40 年も経過しましたので、私どもは老朽化原発と一応表現しています。

この内容は、一番中心になる原子炉そのものの建屋の中にある建物、これは取り替えられない状況というふうになっています。周りのいろんな排水管とかは取り替えられますけれども、原子炉そのものを取り替えられない。鋼鉄でできているという話なんですけれども、それがかなり 40 年使用していますので、腐食も進んできていると。そういう中でありながら、規制委員会は許可をしたと、そういう状況であります。

この東海第二も 2011 年の大地震のときには、津波で非常用発電機 3 台のうち 1 台が停止して、あわや大惨事の一步手前までいったと。普通、冷温停止ということで、通常は 1 日で停止するそうですが、このときは 3 日半もかかったと。そういう中で、ほかの設備機器も損傷したと。2011 年の福島第一原発の事故のときですね。そういう状況であります。

それで、2 番目の地元の茨城県内で自治体の様子ですね。特に、茨城県内 34 の市町村議会が東海第二原発再稼働反対という表明をされています。その中で 12 の自治体の首長が反対の表明を市長、また町長、村長がしているという状況があります。まさに茨城県内では東海第二原発を抱えているというのも現状としてありますので、この再稼働は認めないという町長、市長、村長がおられます。

そういう中で 3 番目の千葉県北東部のこの辺の周辺の自治体ということでは、銚子市、多古町、成田市、ちょっと離れますけれども、我孫子市では議会が再稼働反対の表明をしているという状況であります。

4 番目で、ここの旭市議会の様子なんですけれども、6 月議会には陳情書という形でこの内容を届けました。それで皆様に、総務常務委員会の皆様に審査していただきまして、この陳情書は可決され、そして意見書案、これも提起され可決されました。本当にありがとうございます。

しかし、6 月 22 日の本会議においては、この陳情書採択、意見書採択が否決されてしまいました。そういう状況でありますので、今度、陳情書じゃなくて、請願書という形で提出者は違いますが、提出されて、皆さんの審査をぜひお願いしたいということです。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○委員長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○紹介議員（木内欽市） それでは、私のほうからも若干ご説明をさせていただきます。

私は今回どうして紹介議員と。別に共産党員ではありませんけれども、提出者の高田さん

が地元ということでお願いされて、ここにあります。誤解のないようにお願いします。

皆さんご存じでしょうが、この原子力のときに、旭地区は放射能が検出をされました。当時の被害額は相当な金額で、これでJAに出荷している方のみ東京電力から補償を受けておりますが、農協に出荷していない方は補償を受けておられませんでした。全部破棄です。

そのような状況から見ても、万が一あった場合には、この辺はその被害地域に入ります。当然、風評被害も、風向きによっては全部受けるわけで、放射能が検出をされます。いまだにまだその後遺症というのは、多少は残っているところであります。

それで、ご案内のとおり当時民主党政権で、菅直人首相が福島県の従業員がみんな身の危険があつて逃げるんだといったときに、菅首相はそんなことしたら日本が駄目になるということで、命がけで上ってくれたのをご存じでしょう。当時の枝野幹事長ですか、記者会見をしたときにもこの辺が、ネクタイもろくたま縛れていなくて、当時のあわてた様子が理解できると思います。外国人はみんな成田空港までわざわざ自転車で行って退避した、そんな大変な状況だったんです。

前回もだからこの総務委員会では4対2で、委員会では可決されたそうですが、本会議で否決でございます。どうか皆さん方にはそれをご理解いただいて、賛成多数でなく、全員多数で可決していただけるようお願いをしたいところであります。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高木寛議員、木内欽市議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、運転期間 40 年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に対する決議を求める請願について、参考意見ということで申し上げさせていただきます。

原電東海第2発電所につきましては、原子力規制委員会が平成30年11月7日に20年間の運転期間の延長を認可したとのことでございます。今後、東海第2発電所を運営する日本原子力発電株式会社は、平成30年3月29日に締結した再稼働や延長運転の事前了解を得る旨の安全協定に基づき、周辺6自治体の同意を得て再稼働を行うとのことでございます。

原発の運転期間延長につきましては、原子力規制委員会において安全性をしっかりと審査し、国の責任で判断したことであり、また、ただいま申し上げたとおり、周辺6自治体の同意も得るとのことですので、市としては意見を申し上げる考えはありませんので、よ

ろしく願いを申し上げます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄）　ありがとうございました。

市としての意見は特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦勞さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩　午前１０時５２分

再開　午前１０時５２分

○委員長（宮澤芳雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

請願第３号についてご意見がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄）　６月議会に引き続きまして、今度は請願という形で同様の文章は違いますが、東海の原発の再稼働反対というような請願が出てきたわけでありまして、あの際、私も申し上げましたが、東日本大震災におきまして原発事故が起きて大変な事態になったと。いまだに避難されている方も大勢いらっしゃる。

木内議員が今おっしゃいましたが、旭市でも農産物を中心として大きな被害が出たというようなことの中で、あの時は再稼働をどうするんだと。賛成するのか、反対するのかというような大変悩んだ中で、これはできれば再稼働はしてもらいたくないなということで、賛成に回ったわけでありました。

その後の経過を見てみますと、原子力規制委員会ですか、これが審査を進めてきた中で２０年間の再稼働について認めたということが報道されました。この原子力規制委員会ですか、この委員会につきましては、原発事故を受けまして設置された委員会といったことの中で、この政治、あるいはこの事業者とは独立した中立公正な立場での専門家の皆さんの委員会だろうと思います。そういった中での判断がされたということで、そういうことを考えますと、その判断に沿うのが適当なのかなというふうに、私は今現在考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） お尋ねしますが、近隣6か市町村の同意が必要だということでございますが、この近隣6か市町村には交付税が入っているのかどうか、紹介議員の皆さんもし分かればお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高木議員。

○紹介議員（高木 寛） 高木ですけれども、今、高橋委員の質問でありました交付税のことはちょっと調べてありませんので、申し訳ありません。存じ上げませんでした。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、それ分からなければ、これは結構なんです、私の個人的な意見としては、東海村ですか、この辺りには交付税がかなりこの原電があるということで来ていると思うんです。それと同時に、その地元にはこれに関連した雇用、かなり出ている中では、地元はこれはいいい悪いは抜きにして、私はどうしても賛成だと思うんですね。

ただ、こういうメリットのあるところは賛成、しかし我々旭市、こういうところは何のメリットもないわけですよ。その中で今太陽光などの再生エネルギー、これがかなり進んでいる中で、私はここは先ほど木内議員も言いましたように、ただ恩恵は何もなく、受けるのはそういう被害、デメリットだけなんです。その中で私はこの請願が出た中で、これは党派を超えた中で私は反対の立場であります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 木内議員。

○紹介議員（木内欽市） それと先ほど島田委員のほうから、公正中立だとありましたが、当然だと思いますが、私もここへ紹介ということで、ちょっと勉強させていただきました。

個人的な考えではありませんよ。その本によると、書物によると、原子力は自民党と原子力の関係は皆さんもご存じだと思います。多額の献金がなされているわけでありまして、献金があったからどうこうということでございせんが、そこも一つ頭に入れておいていただきたいと、このように思います。莫大なお金が動いているわけですね。

ですから、そういうことも当然議員の皆さんはご存じだとは思いますが、そこもちょっと頭に入れていただいて、慎重なご判断をお願いしたいと、このように思うところであります。

政府自民党は賛成です。当然ね。どういうことかお分かりかと思いますがけれども、今、高橋委員がおっしゃったように、党派を超えてこの地区の、旭地区の出ている陳情に続いての

陳情よりも重い憲法で保障されている請願でありますので、その重みをちょっとご理解いただいて、慎重なご判断をお願いしたいと、このように思うところであります。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） 先ほどの紹介議員の説明、また島田委員の発言にもありましたように、本委員会では平成 30 年第 2 回定例会で東海第二原発の再稼働と運転期間延長を認めず廃炉を求める陳情の審査をいたしました。その後、この陳情は本会議でも採決されています。

したがって、この請願で求める旭市議会の姿勢は既に明らかになっています。定例会閉会以降もこの請願をめぐる環境、条件などに大幅な事情変更があったとは考えられません。参考意見にもありましたように、東海第二原発を運営する日本原子力発電株式会社と周辺 6 自治体が再稼働や延長運転をする場合には、事前了解を得る旨の協定を結んでいますので、地元住民や周辺自治体の判断を見守りたいと考えます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 近隣 6 か町村ですか、全部了解しているんですか。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） たしかすぐ隣の市か何かが、市長は反対しているんじゃないんですか。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 那珂市。いずれにしても、福島第一原発も絶対大丈夫という当初は条件であったわけですね。しかし、天変地異というのはいついかなる場合あるか分からないんですよ。まして今、南海トラフの問題がかなり騒いでいるでしょう。そんな中で人間が想定し得ない状況になった場合、これは原発の被害はかなり、まして今度は近いですから、かなりのものになると思うんですよ。まして 20 年過ぎているわけですよ。

そんな中で、私はよく経済的には原発があったほうが、電気料金が安くなるという話、だからその辺では原発はあったにこしたことはないけれども、ただ、それよりむしろ被害のほうが大きいと思うんですよ。ここの旭市に例えば原発のための交付税でも何でもおっている、それからその仕事に携わっている人がいればまだしも、しかしここは何のメリットもないわけですよ。ですから、そういう立場で私は反対ということです。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかどうでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) 特にないので、請願の審査を終わります。

請願の採決

○委員長(宮澤芳雄) 次に、討論を省略して採決をいたします。

請願第3号、運転期間40年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に反対する決議を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 賛成少数。

よって、請願第3号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議ないので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長(宮澤芳雄) これにて、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時04分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄